

都市計画和田堀公園（都立和田堀公園）の事業について

1 現況

- ① 都市計画 当初 昭和32年12月21日 60.05 ha
最終 昭和51年12月24日 54.4 ha
- ② 事業認可（第1期） 当初 昭和32年11月25日 5.79 ha
最終 平成25年3月29日 25.96 ha(平成33年3月31日まで)
所在 杉並区成田東一丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、
松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内
- ③ 事業認可（第2期） 当初 平成25年6月14日 0.3 ha(平成31年3月31日まで)
所在 杉並区大宮一丁目地内
- ④ 事業認可（第3期） 当初 平成28年8月31日 4.3 ha(平成38年3月31日まで)
所在 杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、堀ノ内一丁目、
松ノ木一丁目及び松ノ木二丁目地内
※今回の用地説明会の対象の区域
- ⑤ 開園面積 平成29年8月31日現在 26.1 ha

2 担当部署

- ① 事業について
東京都東部公園緑地事務所 事業推進課 事業担当 TEL 03-3821-7431
- ② 測量について
東京都東部公園緑地事務所 事業推進課 測量担当 TEL 03-3821-6993
- ③ 用地取得について
東京都東部公園緑地事務所 庶務課 用地担当 TEL 03-3821-7197

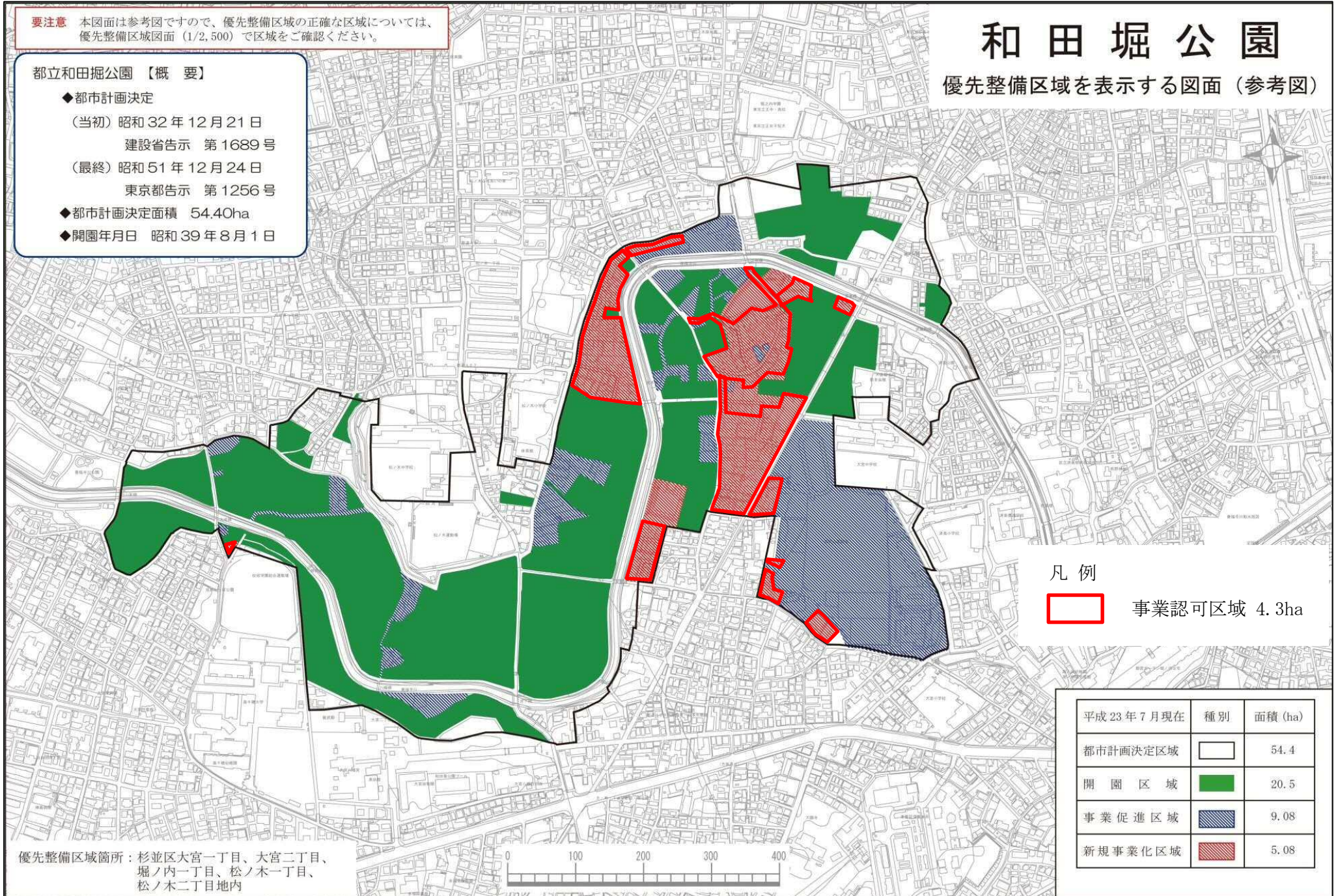
要注意 本図面は参考図ですので、優先整備区域の正確な区域については、優先整備区域図面（1/2,500）で区域をご確認ください。

都立和田堀公園【概要】

- ◆都市計画決定
（当初）昭和32年12月21日
建設省告示 第1689号
（最終）昭和51年12月24日
東京都告示 第1256号
- ◆都市計画決定面積 54.40ha
- ◆開園年月日 昭和39年8月1日

和田堀公園

優先整備区域を表示する図面（参考図）



凡例

事業認可区域 4.3ha

平成23年7月現在	種別	面積 (ha)
	都市計画決定区域	54.4
	開園区域	20.5
	事業促進区域	9.08
	新規事業化区域	5.08

優先整備区域箇所：杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、堀ノ内一丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目地内



● 「優先整備区域」が整備されるまでの流れ

1. 優先整備区域での事業認可区域の検討

2. 事業概要・測量説明会の開催

3. 事業認可の手続き

4. 現況・用地測量の実施

5. 用地説明会の開催

6. 物件調査・土地価格の評価、折衝

7. 契約・補償金の支払い

8. 物件移転

9. 工事の実施

10. 都市計画公園・緑地の開園

**事業認可とは**

都市計画公園・緑地の事業を進めるにあたり、東京都は事業地や設計の概要、事業施行期間等の事業計画について、国土交通省関東地方整備局長から許可を受ける必要があります。

これを「事業認可」といいます。

事業認可がされると対象の区域内では、建築等の制限・土地の有償譲渡の制限が発生し、また、譲渡所得に関する税の軽減措置が適用となります。

